

『災害共済給付制度』のお知らせ

学校では、ほとんどの児童生徒がスポーツ振興センターの『災害共済給付制度』に加入しています。これは、学校の管理下で子どもたちに災害が発生したときに、医療費・障害見舞金等が支払われる制度です。安全に配慮して指導に当たっていますが、不測の事態が起きるかもしれませんので、この制度についてお知りおきください。

【 給付対象となる学校管理下とは？ 】

- ・授業中、学校行事中
- ・部活などの課外指導中
- ・休憩時間中
- ・登下校中
- ・寄宿舎の利用中



など

【 給付の対象となる災害の範囲とは？ 】

- ・骨折、打撲、やけどなどの負傷
- ・異物の誤飲
- ・熱中症
- ・学校給食などによる中毒



→これらの医療費、障害または死亡見舞金が給付対象となります。

【 申請から給付までの流れ 】

診察・治療にかかる費用は、一旦保護者の方にお支払いしていただきます。申請の手続きを行ってから数ヶ月後に給付金が支払われます。申請に必要な書類は、学校よりお渡します。

<保護者の方に用意していただくもの>

- ① 『災害共済給付金口座振込申出書』…給付金を入金するための銀行口座について御記入ください。
- ② 「通帳のコピー」…①で記入していただいた銀行口座の通帳のコピーも合わせて御提出ください。

<病院・薬局に渡して、記入・回収してもらうもの>

- ③ 『医療等の状況』…病院の受付に提出し、記入していただくようお願いします。
(その場ですぐ書いていただけない場合もありますので、各病院の都合を聞いて依頼してください。)

※その他に必要なもの『(整骨院用) 医療等の状況』…整骨院に受診した場合

『調剤報酬明細書』

…調剤薬局で薬を処方された場合

『治療用装具・生血明細書』

…骨折などで装具を購入・装着した場合

『高額療養状況の届』

…1ヶ月の医療費が70,000円以上の場合

状況に応じて必要なものをお渡しますので、治療経過や状況をお伝えください。



★今年度の共済掛金(年額)は、小中学部 460円、高等部 1,760円です。

★1回の怪我につき、医療費負担額 1,500円以上(保険診療で医療点数が500点以上)の場合に申請することができます。

よくある質問

Q1 「JAの口座なのですが、使用できますか？」

⇒ 使用することができます。

Q2 「複数の病院に行ったのですが、医療等の状況は何枚書いてもらえばいいですか？」

⇒ 複数の病院にかかった場合は、かかった病院すべてで書いていただいています。

Q3 「病院でギプスをつけたのですが、別の書類は必要ですか？」

⇒ 病院内で装着されたギプスには別書類は不要です。『治療用装具・生血明細書』は、病院から医療器材店などに発注された装具の場合に必要になります。

Q4 「『子ども医療助成』を使用して支払った場合でも申請することはできますか？」

⇒ 使用できます。病院によっては併用不可としている場合があるので、受付で御確認ください。

その他、ご不明な点がございましたら、保健室まで御連絡ください。